

久万高原町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
23年度	人 9,897	千円 9,283,896	千円 571,655	千円 2,070,772	% 22.3	% 19.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

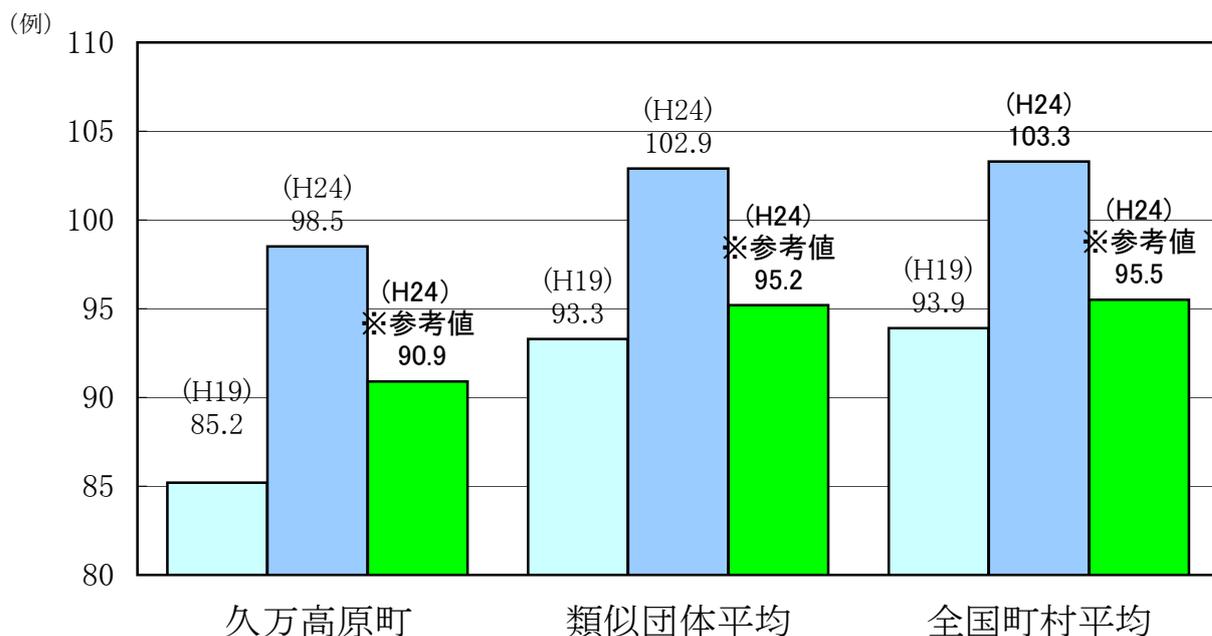
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 265	千円 914,054	千円 124,736	千円 324,255	千円 1,363,045	千円 5,144	千円 5,694

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

町では、厳しい財政状況を踏まえ、久万高原町長等及び教育長の給料等の特例に関する条例(平成18年条例第1号)及び久万高原町職員の給与の特例に関する条例(平成22年条例第1号)により、平成22年度末まで、特別職及び職員の給料等を削減した。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況（24年4月1日現在）

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
久万高原町	44.8 歳	312,210 円	349,975 円	335,741 円
愛媛県	44.9 歳	353,414 円	448,806 円	387,869 円
国	42.8 歳	(329,917) 円	—	(401,789) 円
類似団体	43.0 歳	317,283 円	358,424 円	347,483 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
久万高原町	52.3 歳	20 人	254,890 円	288,045 円	268,960 円	—	—	—	—
うち給食調理員	55.0 歳	2 人	251,800 円	258,650 円	251,800 円	調理士	42.4 歳	247,900 円	1.04
うち自動車運転手	50.0 歳	4 人	267,550 円	328,108 円	302,633 円	自家用自動車運転者	55.9 歳	256,000 円	1.28
うち用務員	51.7 歳	3 人	231,167 円	236,600 円	231,167 円	用務員	53.5 歳	206,600 円	1.15
愛媛県	49.2 歳	295 人	343,258 円	386,786 円	363,508 円	—	—	—	—
国	49.7 歳	3,479 人	(285,030) 円	—	(323,181) 円	—	—	—	—
類似団体	50.1 歳	5 人	300,814 円	323,402 円	316,295 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
久万高原町	—	—	—
うち給食調理員	4,070,300 円	3,330,900 円	1.22
うち自動車運転手	5,000,596 円	3,422,000 円	1.46
うち用務員	3,720,300 円	2,861,400 円	1.30

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成21～23年の3ヶ年平均）
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）

区分	久万高原町	愛媛県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	176,355 円	(172,200) 円
	高校卒	140,100 円	142,911 円	(140,100) 円
技能労務職	高校卒	133,100 円	137,789 円	—
	中学卒	121,600 円	122,122 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（24年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	237,600 円	343,986 円	338,400 円
	高校卒	210,400 円	264,600 円	304,500 円
技能労務職	高校卒	— 円	223,150 円	271,700 円
	中学卒	275,000 円	262,500 円	— 円

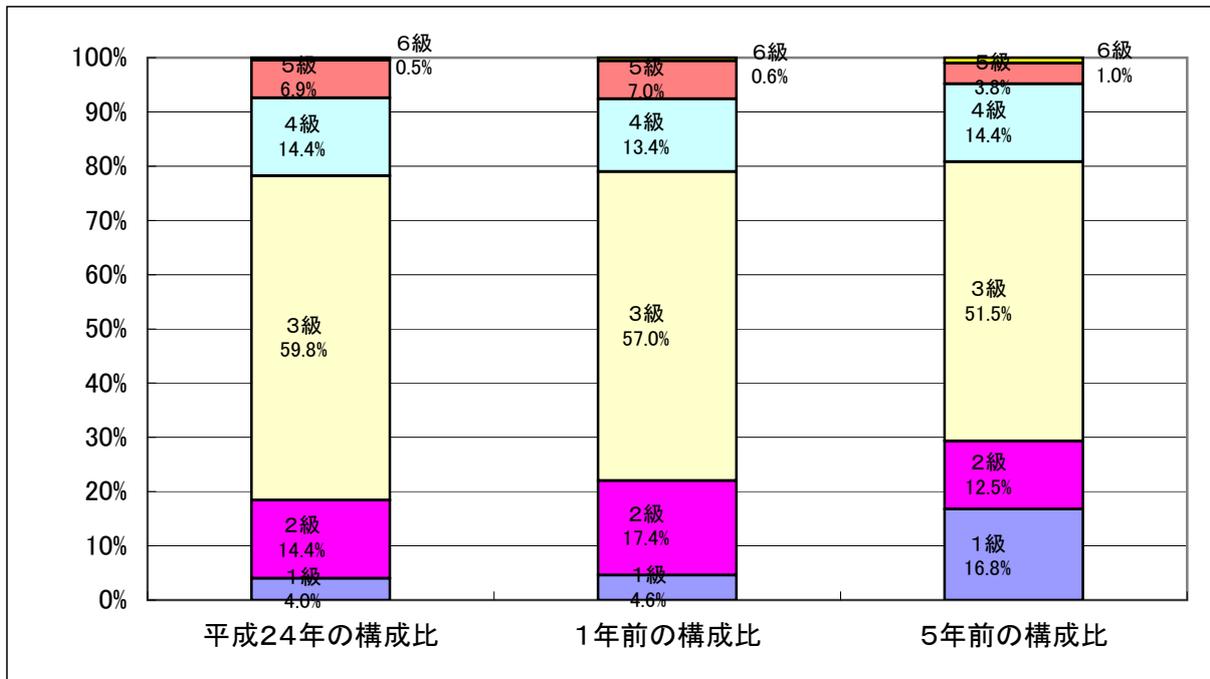
(注) 一般行政職のうち高校卒の経験年数10年の該当者はいないため経験年数9～11年の平均である。
 技能労務職のうち高校卒の経験年数10年の近似値の該当者がいない。
 技能労務職のうち高校卒及び中学卒の経験年数15年の該当者がいないため、14～16年の平均である。
 技能労務職のうち中学卒の経験年数20年の近似値の該当者がいない。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	7 人	4.0 %
2 級	主査	25 人	14.4 %
3 級	主任、係長	104 人	59.8 %
4 級	課長補佐、班長	25 人	14.4 %
5 級	課長	12 人	6.9 %
6 級	課長	1 人	0.5 %

(注) 1 久万高原町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

全職員を対象に、能力・業績に基づく人事評価を実施し、その結果を昇給に反映した。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

久万高原町		愛媛県		国	
1人当たり平均支給額(23年度) 1,232 千円		1人当たり平均支給額(23年度) 1,552 千円		—	
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

全職員を対象に、能力・業績に基づく人事評価を実施し、勤務評定の基礎としている。その結果を勤勉手当の成績率に反映した。

(2) 退職手当（24年4月1日現在）

久万高原町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2～20%加算)	
1人当たり平均支給額	10,405 千円	13,965 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)	62,166 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	470,958 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	35.4 %		
手当の種類(手当数)	7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
病院、診療所及び老人保健施設等勤務手当	病院、診療所及び老人保健施設等に勤務する職員	①医師及び薬剤師の研究業務 ②夜間の看護等業務 ③病院における技術管理を要する業務 ④診療業務及び救急医療業務等	①月額 34万円以内 ②6,800円/回 ③入院患者1人につき 日額 1,000円 ④勤務1回につき 1,000円以内 勤務時間外の救急業務、訪問1,620円以内/回 当直中の外来診療 400円以内/人
し尿処理作業の特殊勤務手当	し尿処理作業に直接従事する職員	し尿処理作業	従事1日につき 300円
ごみ処理作業の特殊勤務手当	ごみ処理作業に直接従事する職員	ごみ処理作業	従事1日につき 300円
代替バス乗務特殊勤務手当	代替バスに乗務する職員	代替バスの運転作業	乗務1日につき 1,300円
火葬従事の特務勤務手当	直接火葬に従事する職員	火葬作業	1体につき800円

救急、消防及び防災業務特殊勤務手当	消防士、救急救命士 救急、消防及び防災業務に出勤した職員	①消防士、救急救命士の勤務 ②救急、消防及び防災業務	①勤務1日につき 350円 ②出勤1回につき 100円
救急救命士特殊勤務手当	救急救命士の免許を有する職員	救急救命処置業務	1回につき 150円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	45,621 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	147 千円
支給実績(22年度決算)	54,401 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	173 千円

(6) その他の手当 (24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度実績)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・その他の扶養親族 6,500円 満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算	同	—	46,531 千円	237,401 円
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する職員で世帯主であるもの等に支給 【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ・家賃23,000円超～55,000円未満 (家賃額－23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃額55,000円以上 27,000円(支給限度額) 【持家居住者】 取得後5年間まで2,500円 (平成21年11月末をもって廃止)	同	—	17,291 千円	213,467 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給 【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価格による運賃等相当額 上限額 55,000円 【交通用具利用者】 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,000円～ 片道6km以上24,500円	同	—	18,884 千円	83,559 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して定額で支給	同	—	14,573 千円	251,266 円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直をした場合に支給 4,200円/1回 ほか (勤務時間による増減あり)	同	—	17,966 千円	143,725 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給 職責に応じて6,000円～8,000円/1回の定額(6時間を超える場合は加算あり。)	同	—	1,575 千円	40,396 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間あたりの給与額に100分の25を乗じた額	同	—	867 千円	29,899 円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間あたりの給与額に100分の135を乗じた額	同	—	8,085 千円	260,816 円

6 特別職の報酬等の状況（24年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料 報 酬	町 長	770,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 807,500 円 / 363,200 円	
	副 町 長	616,000 円	670,100 円 / 365,000 円	
	議 長	265,000 円	364,000 円 / 220,000 円	
	副 議 長	199,000 円	285,000 円 / 168,100 円	
	議 員	185,000 円	263,000 円 / 135,800 円	
	期 末 手 当	町 長 副 町 長 議 長 副 議 長 議 員	(23年度支給割合) 2.95 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額) (支給時期)
	副 町 長	770,000円 × 在職月数 × 46 / 100	1,700万円	(任期毎)
	備 考	616,000円 × 在職月数 × 27 / 100	798万円	(任期毎)

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

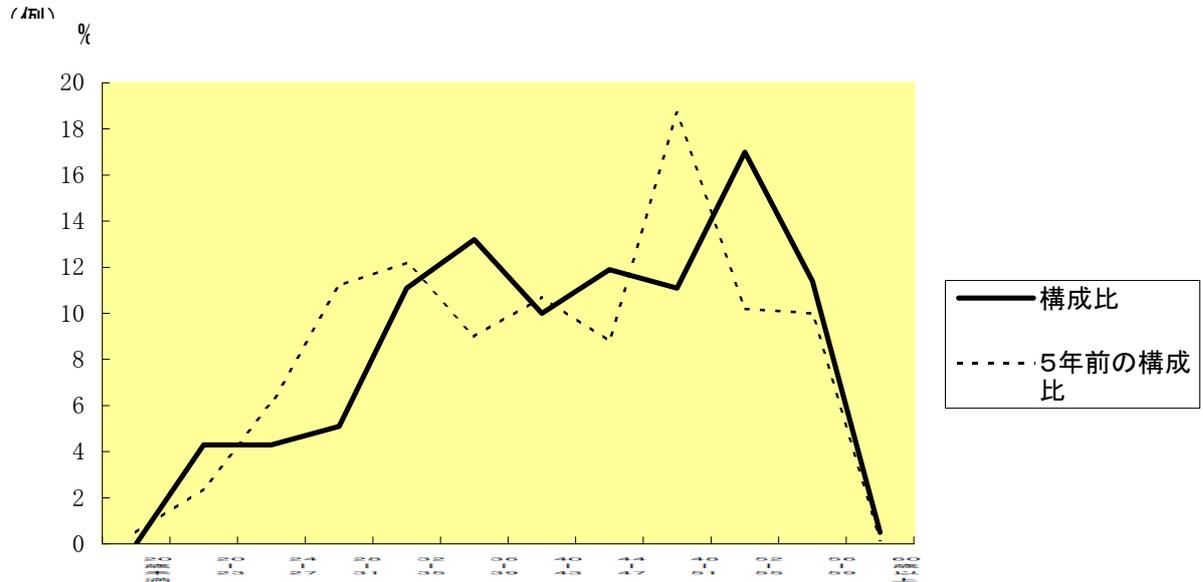
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成23年	平成24年		
普 通 会 計 部 門	議 会	2	2	0	
	総 務	51	51	0	
	税 務	11	10	△ 1	事務事業の見直しによる減
	民 生	32	34	2	老人福祉施設部門総括局長職設置による増、民生一般部門事務事業の見直しによる増
	衛 生	25	26	1	保健センター管理栄養士の増員
	農林水産	24	24	0	
	商 工	10	12	2	育児休業者の代替配置、特別会計から商工一般部門への異動
	土 木	15	15	0	
	計	170	174	4	<参考> 人口10,000人当たり職員数 175.81 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 122.24 人)
	教育部門	51	51	0	
消防部門	43	43	0		
小 計	264	268	4	<参考> 人口10,000人当たり職員数 270.79 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 150.18 人)	
公営企業等会計部門計	103	102	△ 1		
合 計	367 [429]	370 [429]	3 [0]	<参考> 人口10,000人当たり職員数 373.85 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	16人	16人	19人	41人	49人	37人	44人	41人	63人	42人	2人	370人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	188	184	175	171	170	174	(-7.4%)
教育	65	59	53	55	51	51	(-21.5%)
消防	41	41	40	44	43	43	(4.9%)
普通会計計	294	284	268	270	264	268	(-8.8%)
公営企業等会計計	117	111	109	104	103	102	(-12.8%)
総合計	411	395	377	374	367	370	(-10.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(※教育長を含む。)

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。